

上市町競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 上市町が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに上市町が発注する建設工事に関する工事の設計、調査及び測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに物品購入の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、上市町財務規則（平成20年上市町規則第9号）その他法令に定めるもののほか、この入札心得（以下「心得」という。）の定めるところによる。

（平19告示63、平20告示61、令6告示74・一部改正）

(入札等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この心得、設計図書、仕様書及び指名通知書を熟覧の上、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんした上、入札者の氏名及び「入札書在中」と表記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札者（工事に係る入札に限る。）は、入札書を投函する前に入札を執行する者に入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- 4 入札参加者は、一旦提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回することができない。
- 5 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。
- 6 入札の執行を故意に妨害した入札参加者には、退場を命ずることができる。
- 7 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときは、その委任状を持参させなければならない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は入札執行の完了に至るまでは、何時でも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けない。
- 4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により、入札執行日において入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。ただし、物品購入に係る指名競争入札にあつては、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(入札の失格)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札参加者の代理を兼ねてした入札
- (5) 必要な記載事項が確認できない入札

- (6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 予定価格を超える入札
- (9) 工事内訳書（工事に係る入札に限る。）を提出しない者のした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

（開札）

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いの上、行うものとする。

（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を要する価格で入札を行った者は、別に定めるところにより行う当該調査に協力しなければならない。

3 落札者となるべき同価格の入札した者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

（契約の締結）

第9条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日（上市町の休日 を定める条例（平成元年上市町条例第29号）第1条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、5日（休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者は、請負代金の額が 500万円以上の場合、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（落札者が前条第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を受けた者である場合にあっては、10分の3）以上としなければならない。
- 5 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 6 落札者が契約を締結するまでの間に、上市町から入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- 7 委託業務に係る契約の締結については、第1項中「7日」とあるのは「5日」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、第2項及び第4項の規定は適用しないものとする。

（不服申立て）

第10条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案及び現場等について不明を理由として不服を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、平成7年9月18日から施行する。

附 則（平成17年4月1日告示第27号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する、

附 則（平成19年3月30日告示第63号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第61号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第39号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第19号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月18日告示第74号）

この告示は、令和6年6月18日から施行する。